

生徒指導（校則）

1 欠席、遅刻、早退、外出

(1) 欠席について

ア 無断欠席をしない。

イ 欠席をする場合は、保護者より、始業前(8時30分)までに専用連絡ホーム等にて学校へ連絡する。

(2) 遅刻について

ア 遅刻をする場合は、保護者より、始業前(8時30分)までに専用連絡ホーム等にて学校へ連絡する。

イ あさのST時始業（チャイムの鳴り終わり）までに教室へ入れななかつた者、または授業中に教室へ入ろうとする者は、入室前に職員室へ行き入室許可書に必要事項を記入し、それを持って入室する。

(3) 早退について

ア 早退が事前にわかっている場合は、保護者より学校まで連絡する。また、生徒必携の諸届欄に記入し、担任に提出する。

イ 早退する際に、担任に申し出て許可を受け、その後、職員室にて早退許可証を記入し、これを持参して早退する。補導等を受けた場合は、この早退許可書を提示する。早退許可証は翌日担任へ提出する。

(4) 外出について

始業後、校外に出る場合は、担任に申し出て許可を受けてから、職員室にて外出の許可証の発行を受け、これを持参する。外出途中、補導等を受けた場合は、この許可証を提示する。帰校後、職員室へ許可証を返却する。

(5) 忌引について

忌引をする場合は、保護者より学校へ電話連絡をする。忌引の期間は原則以下のとおりとする。

・父母の死亡	7日以内
・祖父母・兄弟姉妹の死亡	3日以内
・同居親族の死亡	1日
・伯叔父母・曾祖父母の死亡	1日
・その他の同居家族	1日
・父母の法要	1日

2 服装、頭髪等の身だしなみ

頭髪、服装は、安全かつ衛生的であり、就職試験や進学試験に臨む身だしなみを平素から整え、猿投農林生として地域から信頼される姿を常に心がける。

(1) 制服（学校指定）

ア スタイル

ア) ブレザー型を基調とし、スタイルは生徒必携を参照する。

イ) 年間を通じて、学校指定の制服を着用することとし、式典時等のスタイルについては、別途指示する。

(2) 履物

- ア 上履は所定のもので、学年色（赤、緑、青）のものを用いる。
- イ 通学用の靴は、黒又はこげ茶色の質素な革靴あるいは、運動靴とし、それ以外のものは認めない。
- ウ ブーツ及びエナメル製の靴、ヒールの高い靴は認めない。
- エ 雨天の時は雨靴を用いてもよい。

(3) 防寒着、防寒具

- ア セーターは、学校指定のものを着用する。コート類は華美でない無地のコート、ジャンパー、ウインドブレーカー、ジャケットの着用を認める。色は黒、紺、グレー、白、緑、ベージュ、茶の無地で柄のないものとする。ロゴは小ぶりのワンポイントまでとする。コート類は、教室で着脱し、各自のカバンの中かロッカーの中で保管する。STや授業中は着用しない。ひざ掛け代わりに使用することは認めない。また、部活動で統一されたウインドブレーカーは着用を認める。
- イ マフラー・ネックウォーマー、手袋は着用してもよい。但し、教室内では着用しない。
- ウ Bタイプの制服は防寒具として黒色のタイツ・黒色のレギンスを着用してもよい。ただし、レギンスを着用する場合は、靴下上部とレギンス下部の間に隙間を作らないようにする。
- エ 着用期間は気候、体調に応じて、各自の判断で着用する。

(4) 頭髪等

- ア 頭髪は、高校生らしく品位と清潔を保ち、染色、脱色、パーマ、華美な技巧（エクステンション・カットライン・編み込みなど）はしない。
- イ 男子の髪の長さは、前髪は目に掛からない、横は耳に薄っすらとかかる程度、後ろは襟に掛からない長さとする。もみあげは耳より下に伸ばさない。女子の髪の長さは、前髪は目に掛からない。長さが肩甲骨を越える場合は、束髪を勧める。ゴム・ヘアピンは黒・紺・茶色の目立たないものとする。束髪する場合には、実習帽子がきちんと着帽できる位置とし、団子しばりをしない。
- ウ 化粧・カラーコンタクト及びピアス・ネックレス・指輪等の装飾品は禁止とする。
- エ 眉毛の特別な技巧はしない。
- オ マニキュア等爪の加工はしない。

(5) その他、学習用品、身のまわり品はなるべく質素なものを用いる。

- (6) 通学鞆は、指定はないが教科書・ノート等の持ち運びに適した鞆とする。色は華美でないものとし、装飾が施されているものは避ける。
- (7) やむを得ない事情で本校規定以外の服装をする場合は、生徒指導部にて異装の許可を得る。

3 公共物・所持品

- (1) 学校の建物、器具その他公共物は、丁寧扱う。もしも破損したり紛失したりしたときは、速やかに学級担任に届け出る。
- (2) 学習に必要なでないもの及び禁止されている物品は所持しない。
- (3) 所持品には記名し、紛失しないように自己管理をしっかりと行う。特に貴重品についてはクラス毎の貴重品袋を活用する。貴重品は教室に置いたままにしない。やむをえず自己管理をする場合は、常に持ち歩くようにする。
- (4) 紛失物または拾得物は速やかに教師に届け出る。(紛失・盗難届の提出)
- (5) 自転車は必ず施錠し、所定の場所におく。
- (6) 自動販売機はその使用規定をしっかりと守り、空カン等は自動販売機横のゴミ箱に投入する。
- (7) 校外から持ち込んだ空カン・ペットボトル・ゴミ類を校内のゴミ箱に入れない。

(8) 携帯電話等は原則持ち込み禁止。

必要な場合は携帯電話等持ち込み許可申請・誓約書を提出すること。持ち込む場合は、正門で電源をオフにし、鞆の中に入れる。帰りのST後、正門から出たところで電源をオンにする。

4 交際

交際は、高校生としての自覚を持ち、相互の人格を尊重し、広く社会の人々の誤解をまねくことのないようにする。

5 校外生活

(1) 常に、本校生徒としての自覚をもって行動する。

(2) 風紀上好ましくない場所に出入りをしてはならない。

(3) 外出に際しては、行先を保護者に告げ、無断外泊はしない。

(4) 生徒、保護者、保証人の身分、住所の変更があったときは速やかに届け出る。

(5) 生徒間における物品の売買は行わない。

(6) アルバイトは原則として許可しない。(無断アルバイトは特別指導になります)

(家庭の経済事情、進路などに関することにより、その必要が認められるときは、保護者からの申し出により、土・日・祝日・長期休業中に限って許可する)

6 諸届・諸願

(1) 長期休業中にアルバイトを希望するときは、保護者及び担任とよく話し合いをして、生徒指導部より所定の用紙を受取り、事業所責任者よりアルバイト求人願を記入してもらい、アルバイト許可願とともに担任に提出し、かならず学校の許可を得てから実施する。

(2) 旅行しようとする場合及び学生割引証の交付を希望する場合は、学校所定の用紙に記入し、事前に、担任を通じて届け出る。

(3) 災害、その他変事があった場合は、速やかに学校に連絡する。

7 交通安全指導

交通道徳を徹底し、「交通ルールを守り」、「生命を大切にする」心を育成する。

(1) 自転車通学許可基準

ア 自転車通学許可願（とじ込み用紙）を提出する。

イ 通学距離（学校から直進距離）が1.5 km以上（自転車通学区域参照）であること。

ウ 防犯登録済の自転車であること。

エ 標準装備（ブレーキ、ライト、泥よけ、スタンド、かごまたは荷台等）のある自転車であること。また、VIA認証されている自転車が望ましい。

オ 施錠ができる自転車であり、盗難対策としてできるだけツーロックが望ましい。

カ 雨天はレインウェアを使用する。傘さし運転はしない。(法律でも禁止されています)

キ ハブステップ等の取り付けはしない。(法律でも禁止されています)

ク 音楽（ヘッドホーンをつけて）を聞きながら、また携帯電話等を操作しながらの運転は危険であり、道路交通法違反であるため絶対にしない。(法律でも禁止されています)

ケ ヘルメットを所有している。

◎ 入学後、上記の項目により、自転車点検を実施（4月）し、合格した自転車には通学許可証を貼りつけます。自転車点検は9月にも実施します。

通学許可証代（200円）は、4月にクラス担任が徴収します。

- ※ 安全確保のため、ヘルメットを着用して通学することが望ましい。
(道路交通法でヘルメットの着用を努力義務としています)
- ※ 自転車保険等(任意)への加入をおすすめします。
- ※ レインウェアがない生徒は購入してください。

(2) 運転免許の取得について

ア オートバイ・原付免許の取得は、在学中、原則として認めない。(無断免許取得は特別指導になります)

四 ない運動の実施

- ・取らない
- ・乗らない
- ・乗せてもらわない。
- ・買わない

イ 自動車学校への入校は、第3学年時に、学校の指導に従って定められて期日(12月以降)とする。